⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウエアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌事業年度以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

⑵　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第34に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

５．収益及び費用の計上基準

⑴　検定試験等のサービスに係る収益

検定試験等のサービスに係る収益は、主に受験生から支出された検定料であり、当法人は受験生に対して検定試験等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、検定試験等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

⑵　国立大学法人法第33条の３における土地等の貸付等に係る収益

国立大学法人法第33条の３における土地等の貸付等に係る収益は、主に賃借人から支出された貸付料であり、当法人は賃借人に対して賃貸借契約等に基づいて土地等を賃貸する義務を負っております。当該履行義務は、当法人が賃借人との契約における義務を履行するにつれて、賃借人が便益を享受することで充足されると判断し、契約期間に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低　価　法

評価方法　移動平均法

７．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

８．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

（貸借対照表関係）

⑴　運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額　683,007千円

⑵　運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額　8,322,788千円

（キャッシュ・フロー計算書関係）

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	5,683,168千円
うち定期預金	△　69,242千円
資金期末残高	5,613,926千円

⑵　重要な非資金取引

現物寄附による資産の取得	219,311千円
ファイナンスリースによる資産の取得	304,970千円

（固定資産の減損）

⑴　減損を認識した資産

①　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：千円）

資産名称	使用用途	場　所	種類	帳簿価額
雄萌寮	学生寄宿舎	静岡県静岡市駿河区小鹿３丁目４－６	建物 構築物	809

②　減損の認識に至った経緯

将来における使用の見込が客観的に存在しないため、減損を認識しました。

③　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の内訳

（単位：千円）

資産名称	使用用途	種類	減損額	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
雄萌寮	学生寄宿舎	建物 構築物	809	474	335

④　回収可能サービス価額の算定方法

今後の使用予定がないため、使用価値相当額（備忘価額）により算定しました。

⑵　減損の兆候が認められた資産（減損を認識した場合を除く）

①　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：千円）

資産名称	使用用途	場　所	種類	帳簿価額
藤枝フィールド管理棟	教育研究施設	静岡県藤枝市仮宿63	建物 構築物	279,948
大谷宿舎１号棟	教職員宿舎	静岡県静岡市駿河区大谷836	建物 構築物	87,413